

## 令和元年度 さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

### 1 申出・処理件数

申出件数	1 件
処理件数	1 件
繰越件数	0 件

### 2 概要

勧告等を行った申出（1件）

申出内容	処理状況
<p><b>受付番号1-1</b></p> <p>「市報さいたま」の各種相談に、女性には、「法律相談」「心の健康相談」「悩み電話相談」「DV 電話相談」があるが、男性については、「男性悩み電話相談」があるのみである。男性も、DV 相談が出来るよう、相談窓口を設けるべきである。</p> <p>（申出 令和元年8月8日）</p>	<p>男性からの相談件数が女性からの相談件数と比較して女性の相談件数の1%未満と極めて少ない事実はあるものの、これは、男性の相談窓口が十分に整備されていないことも一要因になっていると思われる。また、男性からの相談件数が非常に少ないとしても、実際に、男性がDV 被害を受け、適切な法的アドバイスを要する事案も存在する。そうであれば、男性も安心して DV 被害対応に精通した弁護士等に相談出来る体制を作り、かつ、その相談枠の存在について周知することが必要である。なお、相談件数に応じた調整は、開設頻度や時間帯で工夫するべきである。</p> <p>実際に男性の DV 被害も存在する以上、男性も安心して DV 被害対応に精通した弁護士等に相談し、適切な法的アドバイスを受けられる体制を整備し、これを、市報で十分に周知することを検討するよう助言する。</p> <p>（処理 令和元年11月12日）</p>